

令和6年第13回 教育委員会会議
議案書

吉川市教育委員会

令和6年第13回吉川市教育委員会会議
付議案件等一覧

番号	議案等番号	件名
1	第28号議案	吉川市立小・中学校体育施設開放に関する使用料条例の一部を改正する条例について
2	第29号議案	吉川市立小・中学校校庭夜間照明施設使用料条例の一部を改正する条例について
3	第30号議案	令和6年度教育委員会の事務に関する点検評価報告書について
4	第31号議案	令和6年度吉川市一般会計補正予算(第5号)について

第28号議案

吉川市立小・中学校体育施設開放に関する使用料条例の一部を改正する条例について

吉川市立小・中学校体育施設開放に関する使用料条例（平成17年吉川市条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後				改正前		
別表（第5条関係）				別表（第5条関係）		
施設の 名称	区分	使用料（夏期 以外の期間） 1時間単位	使用料（夏 期）1時間 単位	施設の 名称	区分	使用料1時間単位（円）
体 育 館・武 道場	一般	600円	1,000 円	体 育 館・武 道場	一般	200円
	児童・ 生徒	300円	500円		児童・ 生徒	100円
運動場	一般	100円		運動場	一般	100円
	児童・ 生徒	50円			児童・ 生徒	50円
備考				備考		
1 略				1 略		
2 <u>夏期とは、7月1日から9月30日まで</u> <u>の期間をいう。</u>						

3 略	2 略
-----	-----

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の吉川市立小・中学校体育施設開放に関する使用料条例別表の規定は、令和7年7月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

令和6年11月22日提出

吉川市教育委員会教育長 戸張利恵

提案理由

小中学校体育館における空調設備の設置に伴い、使用料の見直しをしたいので、この案を提出するものである。

第29号議案

吉川市立小・中学校校庭夜間照明施設使用料条例の一部を改正する条例について
吉川市立小・中学校校庭夜間照明施設使用料条例（平成2年吉川町条例第6号）の一部
を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲ま
れた部分に改める。

改正後	改正前						
別表（第2条関係） <table border="1" data-bbox="217 797 780 1064"><tr><td data-bbox="217 797 440 936">照明施設使用料</td><td data-bbox="440 797 780 936">2時間につき1,000 円とする。</td></tr><tr><td data-bbox="217 936 440 1064"></td><td data-bbox="440 936 780 1064">3時間につき1,500 円とする。</td></tr></table>	照明施設使用料	2時間につき1,000 円とする。		3時間につき1,500 円とする。	別表（第2条関係） <table border="1" data-bbox="828 797 1391 1064"><tr><td data-bbox="828 797 1051 1064">照明施設使用料</td><td data-bbox="1051 797 1391 1064">2時間につき1,000 円とする。</td></tr></table>	照明施設使用料	2時間につき1,000 円とする。
照明施設使用料	2時間につき1,000 円とする。						
	3時間につき1,500 円とする。						
照明施設使用料	2時間につき1,000 円とする。						

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年11月22日提出

吉川市教育委員会教育長 戸張利恵

提案理由

吉川市立小・中学校校庭の夜間照明施設の使用料について、現状の利用実態に合わせ見直しをしたいので、この案を提出するものである。

第30号議案

令和6年度吉川市教育委員会の事務に関する点検評価報告書について

令和6年度吉川市教育委員会の事務に関する点検評価報告書について議決を求める。

令和6年11月22日提出

吉川市教育委員会教育長 戸張利恵

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項に基づき、令和6年度の教育委員会の事務の点検評価報告書について、別紙のとおり作成したいので、この案を提出するものである。

第31号議案

令和6年度吉川市一般会計補正予算（第5号）について

令和6年度吉川市一般会計補正予算（第5号）のうち教育に関する事務に係る部分（別紙）について、意見を求める。

令和6年11月22日提出

吉川市教育委員会教育長 戸張利恵

提案理由

令和6年度吉川市一般会計補正予算（第5号）のうち教育に関する事務に係る部分について吉川市長に意見を申し出たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、この案を提出するものである。